

議案第35号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800」を「14,500」に、「6,400」を「7,250」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300」を「12,800」に、「5,650」を「6,400」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900」を「12,400」に、「5,450」を「6,200」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600」を「10,900」に、「4,800」を「5,450」に改め、同表開票管理者の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表開票立会人の項中「8,900」を「10,100」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月11日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本
条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。